

東京フェライト製造株式会社 行動規範

2017年10月1日

当社は経営トップのリーダーシップのもとに行動規範を制定し、企業倫理と法令遵守に根ざした事業活動を行います。

第1章 誠実で公正な事業活動

1.1 高品質な製品の提供

- (1) 取引先に安心して当社製品をご使用いただくため、品質・安全・環境に関わる法令などの基準を守るだけでなく、ISO9001規格に従った品質マニュアルに基づき、品質の管理・維持・向上を図ります。
- (2) 製品品質の継続的な改善を進めるために品質方針と品質目標を定め、これを毎年見直します。
- (3) クレーム等の不適合に対し迅速に対応し、適正な是正処置により再発防止に努めます。

1.2 営業・調達活動

- (1) 常に善良な社会の一員として取引先との相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。
- (2) 製品情報を公正かつ適切に表示します。
- (3) 情報収集を正当な手段で行います。
- (4) 調達にあたっては品質・納期・価格だけでなく、取引先の安定性・環境保全活動なども考慮します。
- (5) 児童労働や強制労働を行っている企業との取引は行いません。
- (6) 従業員は取引先と個人的な利害関係を持ちません。
- (7) 取引の際には適法、適切かつ合理的な契約の締結を行います。

1.3 内部統制

- (1) 円滑で統制のとれた事業運営を目的として業務決裁基準を定め、社内の意思決定手続きと責任の所在を明確化します。

第2章 環境の保全

2.1 環境経営の推進

- (1) 地球環境の改善に取り組む企業として、ISO14001規格に従った環境マニュアルに基づき、事業を推進します。
- (2) 環境改善を継続的に進めるために環境方針を定め、これを従業員に配布するだけな

く、公開します。

- (3) 製品の全ライフサイクルから生じる環境負荷の低減と、工場・オフィスなどにおける省エネと資源の循環的利用に取り組みます。
- (4) 環境問題の発生防止に努めるとともに、もし環境問題が発生した場合には環境負荷を最小化するよう適切な処置を迅速に講じます。

2.2 環境情報の開示

- (1) 取引先の求めに応じて自社製品や事業活動が環境に与える影響の情報を開示します。

第3章 社会との関係

3.1 行政との関係

- (1) 公務員に対する贈賄またはそれに類する不当な利益の供与は行いません。
- (2) 社外団体への加入や寄付を公正・適切に行います。

3.2 反社会的取引の防止

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求があっても拒否します。

3.3 贈答・接待

- (1) 社会通念の範囲を越えるような取引先との贈答・接待行為を行いません。
- (2) 従業員とその家族は、取引先からの個人的供与を断ります。
- (3) 取引先から接待のお誘いがあった場合は上長に報告した上で慎重に対応します。

第4章 人権の尊重と雇用環境

4.1 差別の撤廃

- (1) 従業員の採用・処遇および取引先との商取引などの企業活動において、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障害などによる差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。
- (2) セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを厳に慎みます。

4.2 労働基本権の尊重と雇用環境の整備

- (1) 勤労の権利ならびに労働三権を尊重します。
- (2) 従業員の意に反した不当な労働、不利な配置転換や一方的な解雇をしません。
- (3) 経営幹部と従業員の話し合いを通じてお互いの問題をよりよく理解し、共同で課題解決に努めます。
- (4) 人事・勤務・賃金などの労働条件などに関し、関係する労働法令を遵守した社員就業規則を整備・運用します。

- (5) 従業員の人權を尊重し、個人情報およびプライバシーを厳正に管理します。
- (6) 職場の安全確保に努めます。
- (7) 働きがいを持てる職場づくりに努めます。妊娠・出産・育児・家族の介護などが必要な従業員に対しては、負荷を低減できるような職場の環境づくりに努めます。
- (8) 上司は部下に対して適切な管理・指導・育成を行い、その能力の伸長に努めます。

第5章 経営基盤

5.1 情報の管理と利用

- (1) 情報セキュリティ管理規定に従い、自社の機密情報だけでなく、他者から開示を受けた機密情報についても適切な管理・取扱いを行います。
- (2) 情報の作成、取得、機密管理、共有と開示、保管と保存、情報の利用、廃棄という機密情報のライフサイクルに関する全プロセスを適切に管理し、機密情報の保全と情報機器の適正利用を遵守します。
- (3) 自社の機密情報を他者に開示する場合には秘密保持契約を締結するなどの適切な機密保全措置を講じます。
- (4) 取引先の株価に影響を及ぼすインサイダー情報を知った場合には、それが公表されるまでの間は関係する株式などの取引は行いません。

5.2 会社保有資産の管理と保全

- (1) 会社の有形・無形資産（土地・建物・施設・設備・製品・事務機器・現預金・有価証券・ブランド・ロゴなど）を事業活動のために効率的に活用し、それらの不正使用・私的利用行為を行いません。
- (2) 会社の有形・無形資産の紛失・盗難を防ぎます。
- (3) 資産にかかわる公正な財務・会計処理と適正・正確な情報記録および報告を行います。
- (4) 職務発明に係る知的財産権はすべて自社に帰属することを認識し、自社の権利の保護と活用を適正に行います。
- (5) 他者の知的財産権の権利侵害に関して疑義がある場合には必ず調査と対策を実施します。
- (6) 使用許諾契約に違反するソフトウェアの複製・インストール・使用を行いません。

5.4 輸出入関連法令の遵守

- (1) 製品や技術を輸出入する場合には、輸出入関連法令を遵守します。
- (2) 国内に販売する場合も含め、最終用途・需要者の確認に留意します。

第6章 行動規範の遵守の仕組み

6.1 ルールの徹底

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令・社内規則に関する従業員教育を実施します。関係法令の改正などに応じて社内規則を改定し、それを従業員に周知します。
- (2) 関係法令・社内規則に違反する疑いがある場合には、直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談し、必要な措置を講じます。また、他の者の行為が関係法令・社内規則に対し適正でないことに気付いた場合も、同様に直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談します。
- (3) 従業員が関係法令などに違反する行為をした場合は、社員就業規則に照らし、厳正な処分を行います。

6.2 内部通報制度

- (1) 業務に関連した違法、不正または不適切な行為に関して、従業員が通報をできる制度を設け、通報がされた場合には、事実関係を調査のうえ、是正措置を実施します。
- (2) 通報したことを理由とする不利益な扱いをしません。通報者本人が違法行為に関与しているような場合には、自ら通報したことを情状として考慮します。

第7章 経営トップの責任

- (1) 経営トップは自ら率先して本行動規範に則り、企業倫理と法令遵守を軸とした事業運営がなされるように努めます。
- (2) 本行動規範に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らがその是正措置を講じ、再発防止に努めます。
- (3) 迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を果たすとともに、違反行為に対しては、自らを含めて厳正な処分を行います。
- (4) 取引先をはじめとするサプライチェーンに対しても、企業倫理と法令遵守を軸とした事業運営が図られるよう促します。

この行動規範は IATF16949 の企業責任にかかわる規格要求事項に従って作成され、下記の社内文書と関連づけられています。行動規範は、これらの文書との整合性がとれるように管理・改訂されます。

- ・ 品質マニュアル・品質方針・品質目標（ISO9001 準拠）
- ・ 環境マネジメントマニュアル・環境方針（ISO14001 準拠）
- ・ 情報セキュリティ管理規定
- ・ 社員就業規則
- ・ 業務決裁基準